

# 都市農業振興基本法が成立しました

- **我が国の都市農業**は、開発の荒波の中にあっても、農業者や関係者の皆さんの努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の**多様な機能を発揮**してきました。



都市農業は防災や食育など多様な機能を発揮しています。

- 人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた**都市農地に対する開発圧力も低下**してきており、また、都市農業に対する**住民の評価も高まっています**。とりわけ、東日本大震災を契機として、**防災の観点から都市農地を保全すべきとの声**が広がっているところです。

- **都市農業振興基本法**は、このような状況を踏まえ、**都市農業の安定的な継続**を図るとともに、**多様な機能の適切かつ十分な発揮**を通じて**良好な都市環境の形成**に資することを目的として制定されました。

#### 〈都市農業振興基本法の制定経過〉

平成27年

4月7日	参議院農林水産委員会	全会一致で提出を決定
9日	参議院本会議	全会一致で可決
15日	衆議院農林水産委員会	全会一致で可決
16日	衆議院本会議	全会一致で可決・成立
22日	官報公布・施行	

- 基本法では、都市農業の振興に関する**基本理念**として、
  - ① 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
  - ② 良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと
  - ③ 国民の理解の下に施策が推進されるべきこと

を明らかにするとともに、政府に対し、必要な**法制上、財政上、税制上、金融上の措置**を講じるよう求めています。また、総合的・計画的に施策が推進されるよう、政府による**都市農業振興基本計画の策定**が義務付けられました。

- この基本法に即し、今後、的確な土地利用計画策定のための施策や税制上の措置などの**基本的施策の具体的な検討**が進められます。これらを通じ、都市農業が安定的に継続できる環境整備等が進んでいきます。

連絡先：農林水産省農村振興局都市農業室  
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
電話：03 (3502) 0033 (直通)

# 都市農業振興基本法の概要

## 目的

基本理念等を定めることにより、  
都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進



- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

## 都市農業の定義

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

## 施策推進のための三つのエンジン

### 基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

### 国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

### 都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

## 国等が講ずべき基本的施策

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進